

天理市いじめ防止基本方針（概要）

天理市は、いじめ防止対策推進法第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「天理市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくとともに、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を目指す。

1 いじめの防止等のための基本的な考え

☆いじめの定義☆

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

☆いじめの防止等の対策に関する基本理念☆

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であり、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目標として行う。

☆いじめの防止等に関する基本的考え方☆

① いじめの防止

児童生徒について、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、学校・家庭・地域・関係機関が連携した指導体制を構築し児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。また、いじめの問題への取組の重要性についての普及啓発を行う。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、迅速な対処の前提である。いじめを訴えやすい相談体制を整備するとともに、ささいな兆候であっても適切に関わり積極的にいじめを認知する。

③ いじめへの対処

いじめがあると確認された場合、学校はいじめを受けた児童生徒等の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して適切に指導する等、組織的な対応を行う。

④ 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した対策を推進する。

⑤ 関係機関との連携

平素から、学校や市教育委員会と関係機関の担当者との連携や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

2 天理市・天理市教育委員会におけるいじめの防止等のための取組

☆いじめ問題対策連絡協議会の設置☆

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、市教育委員会、警察、こども家庭相談センター、市地域安全課、その他関係者により構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

☆教育委員会の附属機関の設置☆

市教育委員会と連絡協議会の円滑な連携の下に、基本方針に基づきいじめの防止等の対策を実効的に行うようにするため「いじめ・問題行動等対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

○専門的な知識及び経験を有する第三者（医師・臨床心理士・弁護士・学識経験者・警察関係者・その他関係者）で構成する。

○いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。

○学校からいじめの報告を受け、市教育委員会が自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。

☆市及び市教育委員会が実施する取組☆

① いじめの未然防止

- 人権意識を高める取組及び道徳教育・体験活動等の充実
- いじめの防止等のため教職員の資質能力の向上、生徒指導体制等の充実
- いじめの問題の広報及び啓発活動
- 家庭への支援
- インターネットを通じたいじめの防止体制の整備

② いじめの早期発見・早期対応

- いじめに関する通報及び相談体制の整備
- 児童生徒への定期的な調査等の実施
- いじめの防止等のための専門家の確保等の措置
- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検と支援
- いじめの報告に対する調査および措置

③ 地域や家庭・関係機関との連携

- 学校と地域・家庭が組織的に連携する体制整備
- いじめの防止等のための関係機関の連携支援

4 重大事態への対処

☆市教育委員会又は学校による調査☆

○学校は重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。

○市教育委員会は、調査主体を学校か市教育委員会かを判断する。

- ・市教育委員会が主体⇒対策委員会
- ・学校が主体⇒いじめ問題対策委員会

○事実関係を明確にするための調査実施⇒いじめを受けた児童生徒・保護者に対して情報提供⇒調査結果を市教育委員会より市長に報告⇒総合教育会議における協議⇒教育委員会または学校は、調査結果を重んじて再発防止に取り組む

3 学校におけるいじめの防止等のための取組

☆学校いじめ防止基本方針の策定☆

各学校は、国・県・市の基本方針を参考に、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

☆いじめ問題対策委員会の設置☆

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の管理職及び複数の教員等で構成する「いじめ問題対策委員会」を設置する。

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

○いじめの相談・通報の窓口となる。

○いじめの疑いに関する情報などに係る情報の収集・記録・共有を行う。

○いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定等の対応を組織的に実施する。

☆いじめの防止等に関する取組☆

① いじめの未然防止

- すべての教育活動を通じた未然防止の取組及び啓発
- 児童生徒がコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくり
- 児童生徒の自己有用感の向上、居場所づくりや絆づくり
- OKJ法等を用いた「考え議論する」道徳教育の展開
- 「わかる授業づくり」による学習意欲及び自尊感情の向上
- 「携帯・スマホ教室」等による児童生徒の情報モラル向上

② いじめの早期発見・早期対応

- いじめの兆候に対する早期関与によるいじめの認知
- アンケート調査や個人面談、家庭訪問等によるいじめの実態把握
- いじめに関する相談体制の整備・関係機関との連携

③ いじめへの対処

- 職員会議・研修等によるいじめ問題に関する教職員間の共通理解の構築
- いじめを行った児童生徒の動機や背景等の分析に基づく対応策の検討及び市教育委員会への報告

☆調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置☆

市長は、必要があると認めるときは「いじめ問題再調査委員会」を設置して、市教育委員会等による調査の結果について、再調査することができる。

○再調査の実施⇒調査結果を市長に報告⇒総合教育会議における協議⇒調査結果を議会へ報告⇒市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、再発防止等のために必要な措置を講じる